

静岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3 月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

静岡県条例第22号

静岡県環境影響評価条例の一部を改正する条例

静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(方法書の送付)</p> <p><b>第10条</b> 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村の長（第13条から第15条までの規定において「市町村長」という。）に対し、方法書を送付しなければならない。</p>	<p>(方法書等の送付)</p> <p><b>第10条</b> 事業者は、方法書を作成したときは、知事及び規則で定めるところにより対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する市町村の長（<u>第11条の2及び第13条から第15条までの規定において「市町村長」という。</u>）に対し、<u>方法書及びこれを要約した書類（次条において「要約書」という。）</u>を送付しなければならない。</p>
<p>(方法書についての公告及び縦覧)</p> <p><b>第11条</b> 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、<u>前条に規定する地域内において、方法書を公告の日の翌日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。</u></p>	<p>(方法書についての公告等)</p> <p><b>第11条</b> 事業者は、方法書を作成したときは、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、方法書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、<u>方法書及び要約書を前条に規定する地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。</u></p> <p>(方法書説明会の開催等)</p> <p><b>第11条の2</b> 事業者は、規則で定めるところにより、<u>前条に規定する縦覧期間内に、第10条に規定する地域内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「方法書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、当該地域内に方法書説明会を開催する適当な場所が</u></p>

(方法書についての意見書の提出)

**第12条** 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

2 (略)

(準備書についての公告及び縦覧)

**第19条** 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日の翌日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

ないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、方法書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、方法書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事及び市町村長の意見を求めることができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない理由であって規則で定めるものにより、第2項の規定による公告をした方法書説明会を開催することができない場合には、当該方法書説明会を開催することを要しない。

5 前各項に定めるもののほか、方法書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(方法書についての意見書の提出)

**第12条** 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第11条の公告の日から、同条に規定する縦覧期間の満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

2 (略)

(準備書についての公告等)

**第19条** 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、規則で定めるところにより、準備書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、準備書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(説明会の開催等)

**第20条** 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事及び関係市町村長の意見を求めることができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない理由であって規則で定めるものにより、第2項の規定により公告した説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、要約書の提供その他の方法により、準備書の記載事項を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(評価書の公告及び縦覧)

**第26条** 事業者は、前条第5項の規定による送

(準備書説明会の開催等)

**第20条** 事業者は、規則で定めるところにより、前条に規定する縦覧期間内に、関係地域内において、準備書の記載事項を周知させるための説明会（以下この条において「準備書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合において、関係地域内に準備書説明会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができる。

2 第11条の2第2項から第5項までの規定は、前項の規定により事業者が準備書説明会を開催する場合について準用する。この場合において、同条第3項中「市町村長」とあるのは「関係市町村長」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第20条第2項において準用する第2項」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「第20条第1項及び第2項において準用する前3項」と読み替えるものとする。

(評価書の公告等)

**第26条** 事業者は、前条第5項の規定による送

付を行った後、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、関係地域内において、評価書及び要約書を公告の日の翌日から起算して1月間縦覧に供しなければならない。

(静岡県環境影響評価審査会への諮問)

**第39条** 知事は、法第4条第2項、第10条第1項又は第20条第1項の規定による意見を述べようとするときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

(法の対象事業に係る公聴会の開催等)

**第41条** 知事は、法第20条第1項の意見を述べるために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催し、法第14条の準備書又は法第19条に規定する書類について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くことができる。

2 (略)

(法の対象事業に係る知事意見の公表)

**第42条** 知事は、法第10条第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法第6条第1項に規定する市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

2 知事は、法第20条第1項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法対象事業関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

付を行った後、規則で定めるところにより、評価書を作成した旨その他規則で定める事項を公告し、公告の日の翌日から起算して1月間、評価書及び要約書を関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(静岡県環境影響評価審査会への諮問)

**第39条** 知事は、法第4条第2項、第10条第1項若しくは第5項又は第20条第1項若しくは第5項の規定による意見を述べようとするときは、静岡県環境影響評価審査会の意見を聴くことができる。

(法の対象事業に係る公聴会の開催等)

**第41条** 知事は、法第20条第1項又は第5項の意見を述べるために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、公聴会を開催し、法第14条の準備書又は法第19条に規定する書類について環境の保全の見地からの意見を有する者の意見を聴くことができる。

2 (略)

(法の対象事業に係る知事意見の公表)

**第42条** 知事は、法第10条第1項又は第5項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法第6条第1項に規定する市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

2 知事は、法第20条第1項又は第5項の規定により意見を述べたときは、同項の書面の写しを法対象事業関係市町村長に送付するとともに、これを公表するものとする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。